

宮城県建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県建設工事等電子入札システムを用いて行う電子入札（宮城県が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）並びに道路等公共施設等維持管理の業務（以下「工事的役務」という。）の一部業務を委託に付する手続を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、財務規則（昭和39年3月30日宮城県規則第7号）、建設工事執行規則（昭和39年3月31日宮城県規則第9号。以下「執行規則」という。）、建設工事執行規則取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請書、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務をコンピュータとインターネットを利用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 入札情報サービスシステム

発注の見通し、発注情報及び入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、発注工事等の仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を入札参加者がダウンロード（電子ファイルを取寄せること。以下同じ）できる情報システムをいう。

(3) 宮城県建設工事等電子入札システム

電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、宮城県が発注する建設工事及び建設関連業務、並びに工事的役務の一部業務に係る競争入札又は見積書の徴収を電子的に処理する情報システムの総称をいう。

(4) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(6) 電子くじ

関数を用いた演算式によりコンピュータで落札者又は落札候補者を決定する仕組みをいう。

(対象となる入札方式)

第3 電子入札の対象となる入札方式は、次の掲げるものとする。

(1) 一般競争入札（政府調達に関する協定の対象となるものを除く。）

(2) 条件付一般競争入札（入札後審査方式を含み、建設工事の請負及び建設関連業務の委託に付するものに限る。）

(3) 指名競争入札

(4) 随意契約

(利用者登録)

第4 電子入札に参加しようとする者は、ICカードを使用して電子入札システムにより利用者の登録（以下「利用者登録」という。）を行うものとする。

- 2 前項の利用者登録は、入札参加資格の承認時に宮城県が交付する電子入札システムユーザID・パスワード通知書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に記載した電子入札システムユーザID・パスワード（以下「ユーザID・パスワード」という。）を使用して行うものとする。
- 3 電子入札に参加しようとする者は、紛失等によりユーザID・パスワードが不明となった場合には、電子申請による再交付申請、又は電子入札システムユーザID・パスワード再交付申請書（様式第2）を提出し、ユーザID・パスワードの再交付を受けることができる。
- 4 第1項の利用者登録は、電子入札システムの運用時間の範囲内で、随時行うことができる。
- 5 電子入札登録者の資格の有効期間は、建設工事登録規程又は建設関連業務登録規程に基づき入札参加資格の承認を受けている期間であって、かつ、ICカードの有効期間内とする。
- 6 電子入札登録者は、ICカードの有効期間を更新する場合には、当該更新前のICカードの有効期間内に、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

（電子入札の参加資格）

第5 電子入札に参加できる者は、建設工事にあつては建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号。以下「建設工事登録規程」という。）に、建設関連業務にあつては建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号。以下「建設関連業務登録規程」という。）に基づく入札参加資格の承認を受けている者のうち、また、工事的役務にあつては建設工事登録規程、若しくは建設関連業務登録規程に基づく入札参加資格承認を受けている者であり、電子入札システムの利用者登録を行っている者（以下「電子入札登録者」という。）とする。

（ICカードの取扱い）

第6 電子入札に使用できるICカードは、建設工事登録規程第5条第1項に規定する建設工事入札参加業者登録簿又は建設関連業務登録規程第5条第1項に規定する建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したICカードに限る。ただし、経常建設共同企業体の場合は当該経常建設共同企業体の代表者等が、特定建設工事共同企業体の場合にあっては当該特定建設工事共同企業体の構成員の代表者等が、設計共同体の場合にあっては当該設計共同体の構成員の代表者等が取得したICカードに限るものとする。

- 2 前項の受任者が取得したICカードは、受任された業種の電子入札案件に限り使用できるものとする。

（電子入札の実施）

第7 契約執行者（財務規則第96条第1項に定める契約執行者等をいう。以下同じ。）又は工事執行者（執行規則第2条第2号に定める工事執行者をいう。以下同じ。）（以下これらを「契約執行者等」という。）は、建設工事の請負又は建設関連業務、並びに工事的役務の委託の一部業務において電子入札を適用する場合（以下「電子入札を適用する場合」という。）は、入札情報サービスシステム及び電子入札システムを用いて行うものとする。

- 2 契約執行者等は、電子入札を適用する場合において、入札参加者がICカードの破損等のやむを得ない事情により電子入札への参加ができないときは、紙入札による入札参加を認めることができる。
- 3 電子入札の運用に関する基準については、別に定め、入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

（電子入札の周知等）

第8 契約執行者等は、電子入札を適用する場合においては、次の方法により当該電子入札の内容について周知等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札公告にその旨を明示し、所定の方法で掲示するとともに、入札情報サービスシステムに掲載する。
- (2) 指名競争入札又は随意契約の場合は、指名通知又は見積書提出の依頼を電子入札システムにより行う。

（入札関連書類の掲載）

第9 契約執行者等は、次に掲げる入札関連書類を入札情報サービスシステムに掲載し、入札参加者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

- (1) 宮城県建設工事競争入札参加心得
- (2) 配置技術者届出書
- (3) 施工実績等確認調書
- (4) 契約保証に関する説明書類
- (5) 施工体制事前提出方式（オープンプック方式）について
- (6) 工事費内訳書
- (7) 工事費内訳書記入要領
- (8) 宮城県建設工事元請下請関係適正化要綱
- (9) 入札後審査方式一般競争入札公告共通事項
- (10) 建設工事総合評価落札方式（簡易型及び標準型）実施要領
- (11) 建設工事における入札保証に関する取扱要領
- (12) 業務委託費内訳書
- (13) 建設関連業務における条件付一般競争入札試行要領
- (14) 建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領

（設計図書等の取扱い）

第10 契約執行者等は、設計図書等を必要部数作成し、見積期間中、入札参加者に閲覧及び貸出しを行うとともに、契約執行者が指定する場所において当該設計図書等を複写することができるようにするものとする。

- 2 前項のほか、契約執行者等は、入札参加者が設計図書等を容易にダウンロードできるよう入札情報サービスシステムへの掲載に努めるものとする。
- 3 入札参加者は、指定された期間中に設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムに当該質問の内容を登録するものとする。
- 4 契約執行者等は、前項の規定により質問が登録された場合は、当該質問に対する回答書を作成するとともに、入札公告等により指定した日まで所定の掲示及び電子入札システムにおいて閲覧に供さなければならない。

（入札参加資格確認書類の提出）

第11 入札執行者（財務規則第101条の2第1項及び執行規則第12条の3第1項に定める入札執行者をいう。以下同じ。）は、入札参加者に対し、入札参加資格確認のための書類を、原則として電子入札システムにより電子ファイルで提出するよう求めるものとする。ただし、提出する書類の電子ファイルデータ容量が著しく大きいなど、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、この限りでない。

（予定価格等の登録）

第12 予定価格（財務規則第100条第1項及び執行規則第12条の3第2項に定める予定価格をいう。以下同じ。）、調査基準価格（財務規則第100条の2第1項及び執行規則第12条の3第2項に定める調査基準価格をいう。以下同じ。）及び最低制限価格（財務規則第100条の3及び執行規則第12条の3第2項に定める最低制限価格をいう。以下同じ。）は、開札時に電子入札システムに登録するものとする。ただし、予定価格を明らかにして電子入札を行う場合は、当該予定価格は、電子入札の周知等を行う際に、入札情報サービスシステムに登録するものとする。

（入札書等の提出）

第13 入札参加者は、電子入札システムを用いて、契約執行者等が指定した日時（以下「指定日時」という。）までに入札書を提出しなければならない。

- 2 一般競争入札への参加を希望する者は、前項の入札書の提出前に電子入札システムを用いて、契約執行者等が別途指定する日時までに入札参加申請書を提出しなければならない。

- 3 入札参加者は、契約執行者等が入札書と同時に入札金額に対応した内訳書及び総合評価落札方式を適用し総合評価技術資料の提出を義務付けた場合においては、電子入札システムを用いて、入札書と併せて当該内訳書及び総合評価技術資料を提出しなければならない。
- 4 前項の入札書、内訳書及び総合評価技術資料（以下これらを「入札書等」という。）は、入札金額その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに到達したものとみなす。
- 5 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出その他の提出について準用する。

（紙入札）

第14 第7第2項の規定により、契約執行者等から紙入札を認められた入札者は、電子入札システムによらず、当該契約執行者等が指定した方法により指定の場所に書面による入札書等を提出しなければならない。

（入札の執行）

- 第15 入札執行者は、開札予定日時に到達したときは、遅滞なく電子入札システムにより電子入札の開札を行うものとする。ただし、第14の規定により入札書が提出された場合は、はじめに紙入札の入札書を開札し、入札者名及びその入札金額を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札全体の開札を行うものとする。
- 2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、電子入札システムを使用して、速やかに再入札を行うものとする。この場合において、紙入札により入札参加している者については、再度、紙入札による入札書を提出させるものとする。ただし、予定価格を明らかにして行う入札については、再入札を行わない。
 - 3 第13第1項、第14第1項及び前項の規定により提出された入札書は、撤回、訂正を認めない。

（入札者の失格）

第16 入札執行者は、財務規則第101条の4又は執行規則第15条の2の規定によるもののほか、入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、電子入札への参加を認めないものとする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (2) 代表者又は受任者が変更となった場合において、ICカードの更新手続き中の場合を除き、第6に規定するICカードの名義を変更しないで、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加したとき。

（入札の無効）

第17 入札執行者は、財務規則第101条の5、執行規則第16条及び取扱要綱第18の規定によるもののほか、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 第16の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 契約執行者又は工事執行者の承認を得ずに、又は指示によらずに紙入札をしたとき。
- (3) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (4) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (5) 第13第4項の規定により内訳書及び総合評価技術資料を提出する場合において、次に掲げる重大な不備があるとき。
 - ア 指定した期日までに内訳書及び総合評価技術資料の提出がないもの
 - イ 入札書の金額等と提出された内訳書が異なるもの
 - ウ 入札書と異なる工事又は業務の総合評価技術資料又は記載のない総合評価技術資料
- (6) 受任者が取得したICカードにより、受任されていない業種の電子入札案件に入札書を提出したとき。

（落札者の決定及び通知）

第18 入札執行者は、立会担当者（当該入札に立会いを命ぜられた職員。以下「立会担当者」という。）と

共に入札が有効であることを確認するとともに、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより落札者の決定入力を行い、それぞれ執行担当署名及び立会担当署名を行うものとする。

- 2 入札執行者は、前項の規定による事務処理を行った後、速やかに電子入札システムにより落札決定通知書を入札者に送信するものとする。

(電子くじによる落札者等の決定)

- 第19 入札執行者は、落札者又は落札候補者になり得る者が2人以上あるときは、電子入札システムを用いた電子くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(入札の保留)

- 第20 入札執行者は、入札後に入札参加資格の審査を行う場合、又は調査基準価格を下回る入札が行われた場合、若しくは総合評価落札方式を適用し、総合評価を行う場合には、入札者に対し当該入札を保留し、電子入札システムにより、入札参加資格確認審査、履行能力確認調査又は総合評価に係る調査を行う旨を通知するものとする。

(履行能力確認調査関係書類の提出)

- 第21 入札に付す建設工事又は建設関連業務を発注する課(室)長(入札執行者が当該案件を発注する場合又は地方機関の場合は、担当班長等。以下「発注担当課長等」という。)は、履行能力確認調査における関係資料を、原則として電子入札システムを使用して提出を求めるものとする。ただし、提出すべき資料の電子ファイルデータ容量が著しく大きいなど、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、この限りでない。

- 2 発注担当課長等は、落札候補者に対し、前項に規定する資料の提出を求める場合においては、当該資料の提出締切日を指示しなければならない。

(総合評価技術資料関係書類の提出)

- 第22 入札に付す建設工事又は建設関連業務を発注する課(室)長(入札執行者が当該案件を発注する場合又は地方機関の場合は、担当班長等。以下「発注担当課長等」という。)は、総合評価技術資料の価格以外の評価項目確認関係資料を、原則として電子入札システムを使用して提出を求めるものとする。ただし、提出すべき資料の電子ファイルデータ容量が著しく大きいなど、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、この限りでない。

- 2 発注担当課長等は、落札候補者に対し、前項に規定する資料の提出を求める場合においては、当該資料の提出締切日を指示しなければならない。

(開札結果の公表)

- 第23 入札執行者は、入札結果について、電子入札システム及び入札情報サービスシステムに掲載し、公表するものとする。

(障害時の対応)

- 第24 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等、やむを得ない事情により、複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、受付締切時間及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(電子入札に関する帳票)

- 第25 電子入札システムを使用して電子データの送受信により行われる電子入札に関する通知並びに提出及び受領を確認する帳票は、別表のとおりとし、入札執行者及び入札参加者は、必要に応じ、その都度出力するものとする。ただし、入札執行者にあつては、別表29-1の欄の入札調書(様式第3-1号)、同2

9-2の欄の入札調書（様式第3-2号）、同30-1の欄の見積合せ調書（様式第4-1号）及び同30-2の欄の見積合せ調書（様式第4-2号）について、必ず入札情報サービスシステムにより出力の上、保存するものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。ただし、第19の規定は、平成18年4月1日から適用するものとし、適用されるまでの間は、地方自治法施行令第167条の9の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

No.	帳票名	説明	出力の可否	
			執行者	参加者
1	競争参加資格確認申請書	ダイレクト型以外の一般競争入札参加希望者から発注者への参加資格の確認申請		○
2	競争参加資格確認申請書受付票	発注者が、ダイレクト型以外の一般競争入札参加希望者からの競争参加資格確認申請書を受領	○	○
3-1 3-2	競争参加資格確認通知書	発注者からダイレクト型以外の一般競争入札参加希望者への競争参加資格有無の通知	○	○
4	指名通知書	発注者から指名業者への指名通知	○	○
5	受領確認書	指名及び見積依頼業者が、発注者から指名通知書又は随意契約通知書を受領		○
6	競争入札参加申請書	ダイレクト一般競争入札参加希望者から発注者への参加申請		○
7	競争入札参加申請書受付票	発注者が、ダイレクト一般競争入札参加希望者からの競争入札参加申請書を受領	○	○
8	入札参加資格不適格通知書	ダイレクト型一般競争入札時の開札後に、発注者から入札参加者への入札参加資格不適格の通知	○	○
9	入札書	入札参加者から発注者へ提出される入札書	○	○※
10	再入札書	入札参加者から発注者へ提出される再入札書	○	○※
11	見積書	随意契約において発注者からの見積提出依頼により提出される見積書	○	○※
12	辞退届	入札参加希望者が、入札を辞退	○	○※
13	入札書受付票	発注者が、入札参加者の入札書を受領	○	○
14	見積書受付票	発注者が、見積書を受領	○	○
15	辞退届受付票	受注者が、入札参加者の辞退届を受領	○	○
16	入札締切通知書	発注者から入札参加者への入札書提出締切の通知	○	○
17	見積締切通知書	発注者から見積書提出締切の通知	○	○
18	再入札通知書	発注者から入札参加者への再入札通知		○
19	随意契約通知書	発注者から入札参加者への開札の結果、不落随契通知		○
20	保留通知書（ダイレクト型）	発注者が、ダイレクト型一般競争入札方式において事後審査のため開札結果を保留		○
21	保留通知書（その他）	発注者が、ダイレクト型一般競争入札方式以外において開札結果を保留		○
22	落札者決定通知書	発注者から入札参加者への落札者決定の通知	○	○
23	決定通知書	発注者から見積参加者への落札者決定の通知	○	○
24	不調通知書	発注者から入札参加者への開札結果の不調の通知	○	○
25	中止通知書	発注者から入札参加者への入札中止の通知	○	○
26	日時変更通知書	発注者から入札参加者への入札日程変更の通知	○	○
27	資料提出依頼通知書	発注者から入札参加者への開札後に資料提出の通知	○	○
28	履行能力確認調査結果通知書	発注者から入札参加者への当該入札不適格の通知	○	○
29-1 29-2	入札調書 入札調書	入札結果、落札決定等の調書	◎	○
30-1 30-2	見積合せ調書 見積合せ調書			

凡 例 ◎：必ず出力し保存するもの
 ○：必要に応じて出力するもの
 ※：入力時のみ出力可能（提出前に確認して出力）

様式第1-1号

電子入札システムユーザID・パスワード通知書（建設工事）

入札参加登録承認番号 第××××号

郵便番号 ×××-××××

所在地 ××××××××××××××

名称 ××××××××××

代表者氏名 殿

宮城県が実施する電子入札に参加していただくために、貴社固有のユーザID・パスワードを下記のとおり付与しますので、厳重に保管・管理願います。

××年××月××日

宮城県知事 ××××

記

ユーザID	××××××××
パスワード	××××××××

様式第1-2号

電子入札システムユーザID・パスワード通知書（建設関連業務）

入札参加登録承認番号 第××××号

郵便番号 ×××-××××

所在地 ××××××××××××××××

名称 ×××××××××

代表者氏名 殿

宮城県が実施する電子入札に参加していただくために、貴社固有のユーザID・パスワードを下記のとおり付与しますので、厳重に保管・管理願います。

××年××月××日

宮城県知事 ××××

記

ユーザID	××××××××
パスワード	××××××××

様式第2号

年 月 日

電子入札システムユーザID・パスワード再交付申請書（建設工事・建設関連）

宮城県知事 ×××× 殿

（出納局契約課扱い）

入札参加登録承認番号 第××××号

郵便番号 ×××-××××

所在地 ××××××××××××××

名称 ××××××××××

代表者氏名 ×××××××××

担当部署名 ×××××××××

担当者名 ××××××××

連絡先 ×××-×××-××××

先に通知のありました電子入札システムユーザID・パスワードが（破損・紛失）により不明となりましたので、再交付願います。

登録している電子メールアドレス ××××××××××××@××××. ××. ××

登録している F A X 番号 ×××-×××-××××

※上記の「登録している電子メールアドレス」及び「登録しているFAX番号」とは、電子入札システムの利用者登録に登録している情報を記載願います。

なお、再交付通知書は、上記記載の電子メールアドレスまたはFAX番号に送付します。

